

コンテンツ活用ビジネス支援業務 仕様書

1 業務名

コンテンツ活用ビジネス支援業務

2 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的

ゲーム、マンガ・アニメなど多岐に亘るコンテンツ産業が集積する京都の強みを活かし、コンテンツ関連企業とものづくり企業をはじめとした市内の企業とのビジネスマッチング等を促進し、新事業の創出、事業拡大、販路開拓等につなげることで市内のコンテンツ市場の拡大、市内企業間のネットワークの強化を図る。

4 業務内容

キャラクターを活用した商品の開発のための企画立案、商品開発支援先となる事業者の募集・選定、新商品開発支援、販路開拓支援を実施すること。

なお、提案に当たっては、以下の内容に留意すること。

- ・ 商品開発に係る原材料費、デザイン料、加工料、版權使用料等に関しては、原則、支援先事業者の負担とするが、本市及び支援先事業者と調整のうえ、本業務の委託料の中からも支出できることとする。
- ・ 商品開発に際しては、京都市が指定する伝統産業製品74品目又は京都市内において、生産・製造・加工のいずれかがされたもの、若しくは京都市内の生産物を原材料として使用しているものなど、最低5種類以上の商品を開発すること。
- ・ 商品開発においては、新商品開発を支援する事業者として、主たる事業所を京都市内に置く事業者を複数社用意すること。
- ・ 商品開発支援先事業者に助言を行う体制をとること
- ・ 販売終了後、各事業者から売上げに対する使用料を集計・徴取の上、キャラクターの権利者に支払うこと。
- ・ SNSや広告媒体等を活用した周知・広報を行うこと。
- ・ 商品開発については令和8年3月末までに完了（受注可能な状態）すること。

5 本業務の成果目標

最低5種類以上の商品開発

6 業務報告

(1) 定例報告

委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

ア 月次報告

進捗状況、目標数の達成見込、課題等

イ 適宜の報告

相談案件共有、進捗状況、重大なクレーム、事故等

(2) 業務完了報告

本事業が終了したときは、事業実績報告書及び収支決算書（経費の詳細がわかるもの）を京都市に提出すること。

(3) その他京都市への報告

本事業の委託契約締結後、京都市から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受注者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

昨年度と受託者が変わる場合は、前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上